

## よりよい教育環境を実現するために

### — 子どもたちの学びを保障するためのとりくみ —

#### 1. 設定理由

近年、厳しい経済雇用情勢や子どもを取り巻く家庭環境の変化により、“子どもの貧困”が社会問題として多く取り上げられている。厚生労働省が行った調査によると、2015年における子どもの貧困率は13.9%で、過去最悪の水準となった2012年より2.4%回復したが、7人に1人の子どもが貧困状態にある。中でも、おとな1人で子どもを育てる世帯の貧困率は50.8%と極めて高く、2人に1人の子どもが貧困状態にあり、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされている。

本県では2015年から5か年を期間として「千葉県子どもの貧困対策推進計画」が策定された。家庭・学校・地域が相互に連携し、学校現場でも“子どもの貧困”への対応として教育条件の整備をすすめることが重要である。生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちにゆき届いた教育の実現をめざして、学校事務職員として就学援助制度の更なる充実に向け、継続して研究するため本テーマを設定した。

#### 2. 研究仮説

各市町へ継続して要望することにより就学援助制度の充実を図ることができれば、子どもたちや家庭への支援につながっていくのではないかと考える。また、管理職及び教職員と連携したとりくみを行うことにより、更なる制度の充実につながるであろう。

#### 3. 研究内容

- ・管理職及び教職員の就学援助制度に関わる認識・意識の調査
- ・市町の就学援助制度の実態調査及び市町への要望事項のとりまとめ

#### 4. 結 論

2017年度も香取支部教育予算改善プロジェクト委員会と連携し、「教育長への要望書」の中に就学援助制度の充実に向けて、重点要求項目に入れて要望がなされた。新たな成果があることを期待したい。

管理職及び教職員へのアンケートを実施し、就学援助制度に関わる実態や課題を把握することができた。協力体制の構築を図り、就学援助制度の更なる充実、そして学校徴収金の取り扱いも含めた改善につなげていきたい。“子どもの貧困”に事務職員として向き合い、すべての子どもたちのためのよりよい教育環境を実現していきたい。

## 1 研究テーマ

よりよい教育環境を実現するために

— 子どもたちの学びを保障するためのとりくみ —

## 2 テーマ設定の理由

近年、厳しい経済雇用情勢や子どもを取り巻く家庭環境の変化により、“子どもの貧困”が社会問題として多く取り上げられている。厚生労働省が行った国民生活基礎調査によると、2015年度における子どもの貧困率は13.9%で、過去最悪の水準となった2012年度より2.4%回復したが、7人に1人の子どもが貧困状態にある。中でも、おとな1人で子どもを育てる世帯の貧困率は50.8%と極めて高く、2人に1人の子どもが貧困状態にあり、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされている。

2014年度に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」の中に、子どもの貧困対策に関する重点施策として、貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして「学校」を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を展開するという文言が教育支援という立場で設けられた。本県では2015年度から2019年度までの5か年を期間として「千葉県子どもの貧困対策推進計画」が策定された。家庭・学校・地域が相互に連携し、学校現場でも“子どもの貧困”への対応として教育条件の整備をすすめることが重要である。生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちにゆき届いた教育の実現を目指して、学校事務職員として、就学援助制度の更なる充実に向け継続して研究するため本テーマを設定した。

## 3 研究仮説

2015・2016年度と継続して就学援助制度の充実に向けた見直しや改善を重点要求項目として、各市町の「教育長への要望書」の中で要望したことにより、支給内容の改善を図ることができた。各市町へ継続して要望することにより就学援助制度の充実を図ることができれば、子どもたちや家庭への支援につながっていくのではないかと考える。また、管理職・教職員と連携したとりくみを行うことにより、更なる制度の充実につながるであろう。

## 4 研究経過

(継続研究テーマ) よりよい教育環境を実現するために

— 子どもたちの学びを保障するためのとりくみ —

- |        |  |
|--------|--|
| 2015年度 | ・各市町の状況アンケート、事務職員対象アンケートの実施<br>・香取支部教育予算改善プロジェクト委員会(以下支部予算改善プロ)への情報提供<br>・各市町の「教育長さんと語る会」にて、就学援助費の充実・改善を要望 |
| 2016年度 | ・各市町の状況アンケート、教員対象のアンケート(抽出校)の実施<br>・支部予算改善プロへの情報提供<br>・各市町の「教育長さんと語る会」にて、就学援助費の充実・改善を要望                    |
| 2017年度 | ・各市町の状況アンケート、管理職・教職員対象のアンケート(抽出校)の実施<br>・支部予算改善プロへの情報提供<br>・各市町の「教育長さんと語る会」にて、就学援助費の充実・改善を要望               |

5 研究内容

(1) 香取地区の「就学援助費に関する状況アンケート」(資料1)

各市町の支部予算改善プロの委員に、2017年度の支給や申請に関する実態状況や、改善内容、その要因等について調査を実施した。

ア 支給費目一覧

【小学校】

\*2017年7月現在\*

市町 費目	A	B	C	D
学用品費	11,420円	11,420円	11,420円	11,420円
通学用品費	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円	2,230円 <1年を除く>
新入学用品費	<b>40,600円</b> <1年4月認定者のみ>	<b>40,600円</b> <4月当初認定者のみ>	<b>40,600円</b> <途中認定は月割支給>	<b>40,600円</b> <4月申請者のみ>
校外活動費 (宿泊なし)	実費 (上限)1,570円	実費相当額 (上限)1,570円	実費 (上限)1,570円	実費相当額 (上限)1,570円
校外活動費 (宿泊あり)	実費 (上限)3,620円	実費相当額 (上限)3,620円	実費 (上限)3,620円	実費相当額 (上限)3,620円
修学旅行費	実費	実費相当額	実費 (上限)21,490円	実費相当額
学校給食費	実費	※3	実費	実費相当額
医療費	窓口負担分	実費負担額	実費	自己負担分
交通災害共済 掛金	350円 (5月認定までかつ加入申込者のみ)	※1	なし	なし
児童生徒会費	なし	なし	なし	実費相当額
P T A会費	なし	なし	なし	実費相当額
通学費	※2	実費相当額	明記なし (該当があれば対応)	実費相当額

※1 交通災害共済掛金(自治体全額負担:全児童生徒対象)2017.4~

※2 遠距離通学児童生徒補助金(通学費に代わる補助金:全児童生徒対象)

※3 学校給食費(自治体全額負担【無料化】:全児童生徒対象)2017.4~

＜改善費目＞

上記の表では太字表記

新入学用品費 20,470円 → 40,600円(+20,130円) <1市3町>

## 【中学校】

\*2017年7月現在\*

市町	A	B	C	D
学用品費	22,320円	22,320円	22,320円	22,320円
通学用品費	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円	2,230円 <1年を除く>
新入学用品費	<b>47,400円</b> <1年4月認定者のみ>	<b>47,400円</b> <4月当初認定者のみ>	<b>47,400円</b> <途中認定は月割支給>	<b>47,400円</b> <4月申請者のみ>
校外活動費 (宿泊なし)	実費 (上限)2,270円	実費相当額 (上限)2,270円	実費 (上限)2,270円	実費相当額 (上限)2,270円
校外活動費 (宿泊あり)	実費 (上限)6,100円	実費相当額 (上限)6,100円	実費 (上限)6,100円	実費相当額 (上限)6,100円
修学旅行費	実費	実費相当額	実費 (上限)57,590円	実費相当額
学校給食費	実費	※3	実費	実費相当額
医療費	窓口負担分	実費負担額	実費	自己負担分
交通災害共済 掛金	350円 <5月認定までかつ加入申込者のみ>	※1	なし	なし
児童生徒会費	なし	なし	なし	実費相当額
P T A会費	なし	なし	なし	実費相当額
通学費	※2	実費相当額	明記なし (該当があれば対応)	実費相当額
クラブ活動費 (A・C) ・部活動費(B・D)	実費 (上限)5,000円 <1,2年>	実費相当額 (上限)10,000円 <1~3年>	実費 (上限)10,000円 <1年>	実費相当額 (上限)5,000円 <1~3年>

※1 交通災害共済掛金(自治体全額負担:全児童生徒対象)2017.4~

※2 遠距離通学児童生徒補助金(通学費に代わる補助金:全児童生徒対象)

※3 学校給食費(自治体全額負担【無料化】:全児童生徒対象)2017.4~

### <<改善費目>> 上記の表では太字表記

新入学用品費 23,550円 → **47,400円 (+23,850円)** <1市3町>

部活動費 1年のみ(上限)10,000円支給 → **1~3年に拡大** <B>

## 【考察】

- ・全ての市町で新入学用品費が増額された。国の要保護児童生徒援助費補助金単価の増額に準じたものと考えられる。
- ・Bにて部活動費の支給対象が1年のみの支給から、1~3年に拡大された。2016年度の「教育長さんと語る会」において要望したことが改善の一助となったと考える。

イ 世帯収入の目安について（資料 2）

- ・ 1 市 3 町とも前年度との変更なし

ウ ★就学援助制度の周知方法について（資料 3 ※ウ〜クについて）

〈入学説明会時〉

- ・ B、D（小のみ）では、学校教育課の担当者が直接来校し、説明している。
- ・ A、C、D（中）では、各学校担当者により申請案内文書を配付、説明している。

〈その他〉

- ・ Aでは、自治体のHPに掲載している。また、一部の学校では自校HPに掲載している。
- ・ Bでは、保護者向け共同実施だよりを作成し、配付している。

エ 保護者向け文書の配布について

〈申請案内文書・配布時期・認定可否通知文書〉

- ・ 1 市 3 町とも前年度との変更なし

オ ★申請から認定結果通知までの流れについて

- ・ B、C、Dでは、認定可否の通知文書を全て教育委員会が作成している。

カ ★申請に必要な書類について

〈保護者が用意するもの〉

- ・ 市町によって申請書の他に用意するものに、多少の差があった。
- ・ Dでは、2017 年度から申請書にマイナンバー（個人番号）を記載するように変更になった。マイナンバー（個人番号）の記載があれば、前年の収入を証明する書類は用意せずに手続きができるよう改善された。※ 但し、2017 年 1 月 1 日現在、Dに住所がある場合に限る

〈学校が用意するもの〉

- ・ Dでは、学校が用意する書類はなく、事務担当者の事務処理の負担軽減につながった。

キ 申請書類の提出場所・確認者について

〈保護者の提出場所〉

- ・ 2016 年度と比較して、Dでは学校・教育委員会どちらでも可と変更になった。

〈教育委員会へ提出時の確認者〉

- ・ 1 市 3 町とも前年度との変更なし
- ・ BとCでは、民生委員の意見も反映されている。

ク ★教育委員会への申請期限について（2017 年度）

- ・ 市町によって申請期限の時期に差があった。AとCでは3月から4月、BとDでは5月の申請期限であった。

ケ その他の変更事項

- ・ Aでは、申請書について「きょうだいで同学校での申請」の場合、重複している部分については複写記入が可となった。但し、印鑑は複写不可である。
- ・ Aでは、保護者の口座へ振り込む際に学校長名義の口座を経由していたが、保護者の口座へ直接振り込みに変更になり、事務担当者の事務処理の負担軽減につながった。

**【考察】**

- ・Dでは、2017年度から申請書にマイナンバー(個人番号)を記載することにより、収入の証明の添付が省略可となり、証明書の手数料(300円)等がかからず、保護者の負担軽減につながった。また、学校が用意する書類はなく、事務担当者の事務処理の負担軽減につながった。
- ・Aでは、申請書の記入についての簡素化に向け、2016年度の教育長と語る会で要望した結果、「きょうだいで同学校での申請」の場合、重複している部分については複写記入が可となり、保護者の事務処理の負担軽減につながった。

**(2) 管理職及び教職員を対象とした「就学援助に関するアンケート」(資料4)**

【回答数：管理職29人・教職員226人(香取地区内抽出：小学校8校・中学校6校)】

研究班所属事務職員在籍校、その他協力校に依頼し、管理職及び教職員を対象に就学援助制度の認識・意識についてアンケートを実施した。

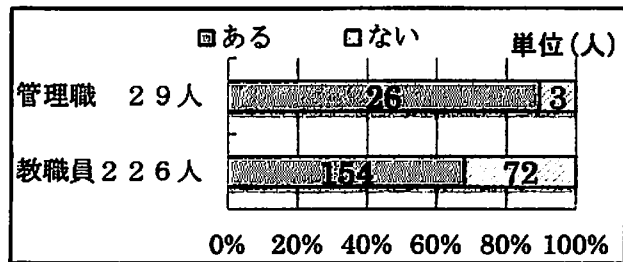
**ア 就学援助制度について、今まで事務マニュアルや打ち合わせ等で説明を受けたことはありますか。**

**管理職**

- ・ある(26人) ・ない(3人)

**教職員**

- ・ある(154人)・ない(72人)



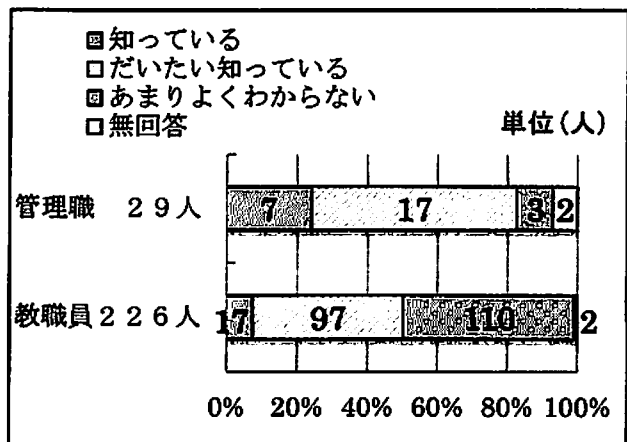
**イ 就学援助制度について、どのようなものが支給対象費目となるか、知っていますか。**

**管理職**

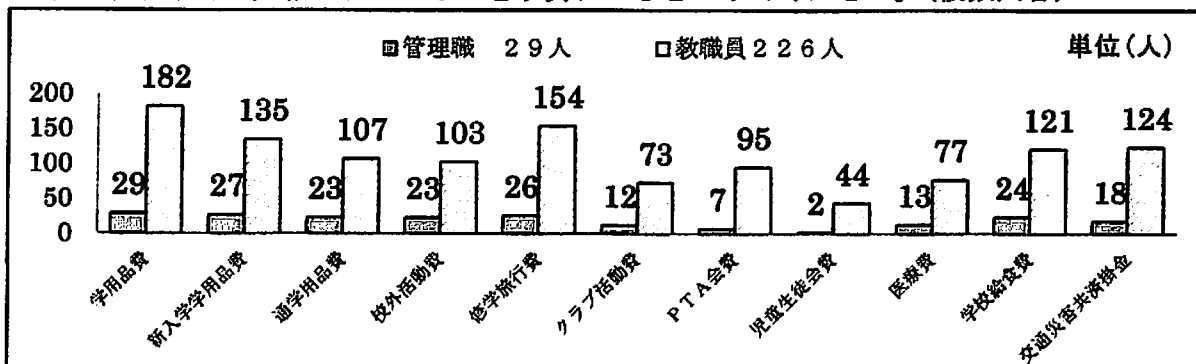
- ・知っている(7人)
- ・だいたい知っている(17人)
- ・あまりよくわからない(3人)
- ・無回答(2人)

**教職員**

- ・知っている(17人)
- ・だいたい知っている(97人)
- ・あまりよくわからない(110人)
- ・無回答(2人)



**ウ 現在、各市町で支給されていると思う費目に○をつけてください。(複数回答)**



エ 今後、どのようなものが支給対象になるとよいと思いますか。

※ 原文ママ

- 管理職** ・各対象費目の増額 ・医療費（全般） ・PTA会費 ・卒業アルバム代  
・児童生徒会費 ・校外活動費 ・交通災害共済掛金 ・新入学用品費の増額  
・部活動の練習試合等の交通費 ・小学校でもクラブ活動費（バスケットシューズ等）  
・支給要件の見直しが必要。本当に必要な子どもに！！それが願いである。  
・児童生徒が学校生活を送るための援助となるように。

- 教職員** ・学用品費 ・学用品費の増額 ・教材費 ・副教材 ・PTA会費 ・医療費 ・体操服  
・学級費 ・児童生徒会費 ・給食費全額支給 ・交通災害共済掛金 ・学校徴収金  
・進路関係 ・日本スポーツ振興センター掛金 ・修学旅行費 ・卒業アルバム代  
・校外学習（遠足・宿泊学習・スキー教室全額） ・部活動費、クラブ活動費の増額  
・小学校でもクラブ活動費（シューズなど個人で使うもの含む） ・学童保育代  
・交通費 ・通学用品費・制服、通学かばん（中学入学時）

**【考察】**

- ・管理職及び教職員それぞれ支給対象費目の増額や拡大との回答が多かった。児童生徒がよりよい学校生活を送るための援助になるようにと考えていることがわかった。
- ・全ての市町において、現在就学援助費で支給されている費目についても今後支給対象になると良いとの回答が多く、支給対象費目について正しく知っている職員が少ないことがわかった。

オ 就学援助事務をしていて困ったこと等がありましたら、記入してください。

また、就学援助について、知りたいことがありましたら記入してください。 ※ 原文ママ

**【困ったこと】**

**管理職・教職員共通事項**

- ・申請書、添付書類が期日までに書類が揃わない、提出されない。
- ・実際に困窮している家庭の情報が入手にくい。

**教職員** ・認定されるかわからないうちに集金をして後日返金する手間。

- ・認定結果が遅く、スポーツ振興センター掛金の集金で悩む。
- ・金銭的に厳しい家庭に対する毎月の集金の回収業務。

**【知りたいこと】**

**管理職** ・無回答

**教職員** ・何がわからないかもわからないので、一度説明を受けたい。・システムを理解したい。

- ・受給している割合の多い市町村を知りたい。・就学援助の申請、認定の条件（収入）
- ・医療費助成があるため、医療費で就学援助を活用することはほとんどない。

**【その他】**

**管理職** ・事務手配等、事務部に任せきりになっていることが多い。自分自身ももっと内容について知るべきで勉強が足りない。

**教職員** ・事務室との連携 ・家庭（保護者）との連携

- ・本当に就学援助が必要なのか疑わしい人が援助を受けているのはどうかと思う。

カ ★学校徴収金の中で就学援助受給者について、減免している項目はありますか。

該当（もしくは該当と思うもの）に○をつけてください。（複数選択可）

	管理職						教職員						単位(人)		
	PTA会費		児童・生徒会費		その他		PTA会費		児童・生徒会費		その他				
	該当	該当と見う	該当	該当と見う	該当	見聞と見う	見目	該当	見聞と見う	該当	見聞と見う	見目			
A校	2	1	1	2	1		施設充実費	A校	16	17	6	14	1	4	修学旅行費・教材費・施設等充実費・印刷費
B校	1	1	1	1				B校		3		3			
C校	1	1	1	1				C校	3	2	2	2	1		給食費
D校	2				1		施設充実費	D校	15	4	3	4	15	5	施設充実費・スポーツ振興・遠足代金・学用品費・給食費・共済掛金
E校								E校	3	10	2	10	2	1	教材費・給食費・スポーツ振興
F校	2				1		給食費	F校	6	1	1	1	2		ワーク、ドリル類・定例集金
G校								G校	1	3		4			
H校					1		交通災害共済・スポーツ同センター	H校	2	6	1	5	1		学用品費
I校								I校	2	4	1	1		1	教材費
J校								J校	1	4	1	4	1		修学旅行
K校								K校	1	2	1	1			
L校	1							L校	8	9	2	8			
M校								M校		3	1	1			
N校								N校	1	7		6			

【学校代表で事務職員回答】(コ、セの回答についても同様)

★学校徴収金の中で就学援助受給者について、実際に減免している項目に○をつけてください。（複数選択可）また、年間の減免額を記入してください。

減免実施校：PTA会費（6校/14校中）、児童・生徒会費（0校/14校中）、その他（2校/14校中）

単位(円)	PTA会費減免額		児童・生徒会費減免額		その他減免額		(A校…施設等充実費 D校…施設充実費)							
	A校	B校	C校	D校	E校	F校	G校	H校	I校	J校	K校	L校	M校	N校
10,000														
5,000	5,400		7,200	2,520		5,400	4,800					3,600		
0	3,600			4,080										
単位(円)	A校	B校	C校	D校	E校	F校	G校	H校	I校	J校	K校	L校	M校	N校
	9,000	0	7,200	6,600	0	5,400	4,800	0	0	0	0	3,600	0	0

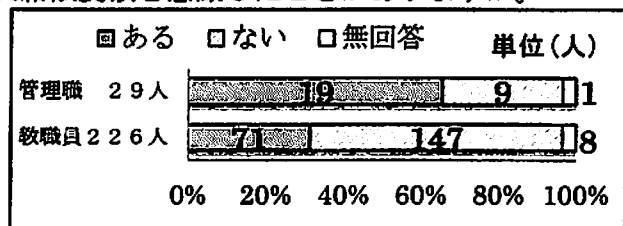
キ ★教材を購入するにあたり、就学援助の支給限度額を意識したことがありますか。

管理職・ある（19人）・ない（9人）

・無回答（1人）

教職員・ある（71人）・ない（147人）

・無回答（8人）



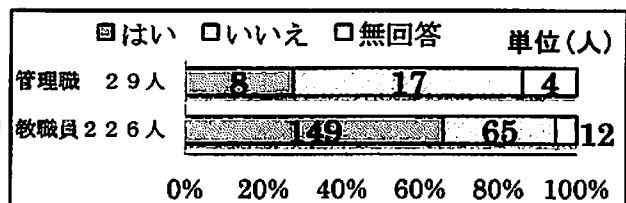
ク ★教材を購入するにあたり、学用品費は十分足りていますか。

管理職・はい（8人）・いいえ（17人）

・無回答（4人）

教職員・はい（149人）・いいえ（65人）

・無回答（12人）





ケ ★学用品費について、困ったこと等がありましたら、記入してください。 ※ 原文ママ

**管理職**

- ・生活が厳しい家庭も多い。生徒には切ない思いをさせたくないで、手厚い支給額を望む。
- ・3年生は進路のために参考図書、業者テスト、受験料等多々かかる。その支援がほしい。

**教職員**

- ・新1年生は、細々としたものが多くあり、保護者が全体を把握しにくい。
- ・ワーク、ドリル類だけでかなりの額になるので全額補助されると良い。
- ・徴収金の未納分に充当している家庭もあり、実際に足りていない。
- ・ジャージ、書道の道具、水泳道具、絵の具等使っているうちに補充が必要なもの等まかないきれしていない家庭もある。 ・学級費が足りない。
- ・様々な学用品を買うには足りていないと思う。 ・各教科の副教材等

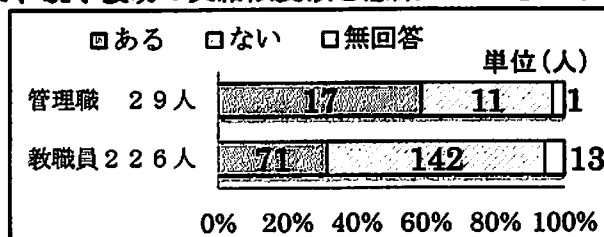
コ ★2016年度に購入した教材の合計金額と、就学援助の支給限度額とを比較した結果（実際にかかった経費）を記入してください。 ※ 白抜き数字の箇所は、支給限度額より高い金額

支給限度額：小学校11, 420円・中学校22, 320円										単位(円)
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
A校	10,120	8,710	8,310	7,575	9,475	10,095				54,285
B校	15,597	17,796	13,830	11,900	11,540	15,240				85,903
C校							23,825	12,355	39,121	75,301
D校	8,658	6,910	10,300	7,900	11,000	10,630				55,398
E校							24,000	24,000	36,000	84,000
F校	7,390	7,688	11,086	13,886	11,690	8,680				60,420
G校	11,145	8,165	11,695	12,435	11,485	11,675				66,600
H校							20,154	22,330	17,684	60,168
I校	11,040	9,243	9,510	8,836	10,150	12,060				60,839
J校							20,744	17,451	19,498	57,693
K校	11,310	9,980	10,689	10,915	12,020	11,342				66,256
L校							22,184	20,815	16,894	59,893
M校	8,070	9,180	6,670	7,250	8,490	8,660				48,320
N校							20,254	26,190	17,272	63,716

サ ★校外学習・修学旅行に係る経費について、就学援助の支給限度額を意識したことがありますか。

**管理職** ・ある（17人）・ない（11人）  
・無回答（1人）

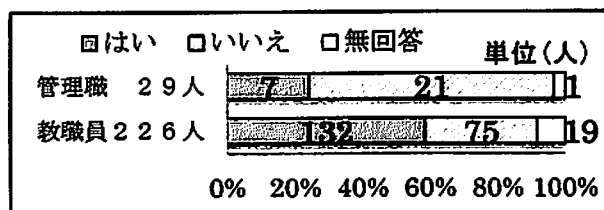
**教職員** ・ある（71人）・ない（142人）  
・無回答（13人）



シ ★校外学習・修学旅行に係る経費について、校外活動費・修学旅行費は十分足りていますか。

**管理職** ・はい（7人）・いいえ（21人）  
・無回答（1人）

**教職員** ・はい（132人）・いいえ（75人）  
・無回答（19人）



ス ★校外活動費・修学旅行費について、困ったこと等がありましたら、記入してください。※ 原文ママ

**管理職**・校外学習でももう少し増額を。準備、こづかいで経費以外にもいろいろ必要になる。

・スキー教室について、どう安く計画しても3万円程度かかってしまうが、就学援助の限度額が6,100円なので全く足りない。校外活動費も実費相当額で支給してもらいたい。

**教職員**・振り込まれるのが遅い。実施前に概算で支給してもらおう等の対応は無理か。

・校外活動費の支給限度額が低い。バス代等の値上がりで、個人負担が多くなっている。

・人数が少なくなったので、費用が高く、負担になっていないかと思う。

セ ★2016年度に実際にかかった経費の合計金額と、就学援助の校外活動費・修学旅行費の支給限度額とを比較した結果（実際にかかった経費）を記入してください。

※ 白抜き数字の箇所は、支給限度額より高い金額（但し、修学旅行費はCの支給限度額との比較である） 単位(円)

支給限度額	校外活動費（宿泊なし）				小学校	1,570円			中学校	2,270円		
	校外活動費（宿泊あり）					3,820円				6,100円		
	修学旅行費					C : 21,490円				C : 57,590円		
	小1・校外活動費	小2・校外活動費	小3・校外活動費	小4・校外活動費	小4・校外活動費(泊)	小5・校外活動費	小5・校外活動費(泊)	小6・修学旅行費	中1・校外活動費	中2・校外活動費	中3・修学旅行費	計
A校	2,944	3,234	4,243	3,842		73	5,443	22,181				41,960
B校	3,939	3,939	3,939		3,859		3,859	32,027				51,562
C校									2,791	2,791	54,412	59,994
D校	5,200	4,350	6,500	4,100		5,550	3,700	23,800				53,200
E校									4,700	23,829	39,194	67,723
F校	3,841	3,841	3,576	3,576		4,500		24,842				44,176
G校	1,793	1,793	1,793	912	3,373	912	3,373	33,631				47,580
H校									946	12,171	55,588	68,705
I校	176	594		200		3,987	2,970	19,985				27,912
J校									4,164	24,356	58,894	87,414
K校	2,856	2,856	4,861	4,861		4,141		24,817				44,392
L校									47,232	3,400	43,258	93,890
M校	2,546	2,546	2,761	2,761	3,557	1,466	3,557	23,456				42,650
N校									39,104	3,928	40,948	83,980

ソ ★学校徴収金会計事務を行っていく中で、要保護・準要保護児童生徒の取り扱いについて困ったこと等がありましたら、記入してください。 ※ 原文ママ

**管理職**・生徒全員が対象となっていた学校で（予算費目）、予算の総収入の人数から除かなければいけなかった時。

・家庭によっては、生活費に使ってしまうようなケースが、かつての勤務校であった。

**教職員**・実際に困窮していても、徴収金の振替日にきちんと間に合わせてくれている家庭もある中、毎月引き落としができず、督促している家庭もあるのが、実情である。

・受け止める意識の違いもあるかもしれないが、生徒数も減っている現状の中、どこまでを公平に負担してもらおうか、減免できる部分の検討をしていきたい。

#### 【考察】

- ・カの回答から実際に減免している6校すべての学校において、PTA会費を減免していた。
- ・教材費は、就学援助費の支給限度額とを比較して購入金額が下回る学校が多かったが、校外活動費については、支給限度額より必要経費が高い学校が多いことがわかった。支給限度額を意識していない62.8%の教職員が校外学習や修学旅行を計画する際に、支給限度額を意識することで必要経費を低くすることができ、保護者の負担軽減につながるのではないかと考える。一方で、バス代の値上がりや少人数学級により、必要経費を低くしようと努力しても、バス代等の負担額を抑えるには限界があるため、校外活動費の増額について要望していく必要もあると考える。

### 3) 支部予算改善プロへのはたらきかけ

支部予算改善プロと連携し、2017年6月現在の各市町最新の就学援助支給費目一覧（資料5）を6月21日に行われた会議の中で情報提供した。執行委員・学校委員と支部予算改善プロの委員が一同に会し「教育長さんと語る会」の要望書作成に向けて、各学校の状況についての情報交換や資料を見ながら活発なグループ討議が行われた。2016年度は8月に情報提供を行ったが、要望書が完成に近い段階での情報提供であったため、早い時期に情報提供することで最新の状況を把握した上で要望書を作成することができ大変効果的であった。2017年度も各市町の「教育長への要望書」の中で、重点要求項目として「就学援助の費目拡大」を加えていただいた。後日、8月上旬に各市町の「教育長さんと語る会」において就学援助制度の内容の充実に向けて要望がなされた。

## 5 成果と課題

2016年度に資料を提示して市町に要望したことにより、2017年度からAでは「申請書の記入についての簡素化」、Bでは「部活動費の支給学年の拡大」、そして国の要保護児童生徒援助費補助金単価の増額に準じたものと考え、全ての市町で「新入学用品費の増額」という大きな成果が得られた。2017年度も「教育長さんと語る会」という市町の教育長へ直接要望のできる貴重な機会を生かし、重点要求項目に入れて、学校の実情説明を加えながら要望したので新たな成果があることを期待したい。これからも各市町の就学援助支給費目等についてデータの蓄積と比較を行い、支部予算改善プロと連携をしながら、手続きの簡素化や市町の就学援助内容の充実につながるよう研究をすすめていきたい。

また、アンケートの結果を受け、事務職員のはたらきかけにより、管理職及び教職員の就学援助制度に対する意識は非常に高まってきている。しかし、支給対象費目等の細かい内容まで正しく回答できた管理職及び教職員は少なく、認識不足であることがわかった。学校ごとの判断で行っているPTA会費等の減免の取り扱いについても、正しく理解していない状態で会計事務を進めている現状が浮き彫りとなった。課題が見えた今、管理職及び教職員にもっと理解を深めてもらうために、他市町や他校のとりくみを参考にしながら、一番制度を理解し情報をもつ事務職員から積極的にはたらきかけていく必要がある。保護者、管理職、教職員と連携を密にし、手を取り合いながら協力体制の構築を図り、今後のよりよい支援や就学援助制度の更なる充実、学校徴収金の取り扱いも含めた改善につなげていきたい。そして生まれ育った環境によって左右されることなく、困窮している家庭に就学援助がゆき届くように市町と学校現場をつなぐ役割を担い、「子どもの貧困」に事務職員として向き合い、すべての子どもたちのためのよりよい教育環境を実現していきたい。

〈参考文献・引用資料〉・千葉県子どもの貧困対策推進計画（千葉県）・2016年国民生活基礎調査の概要（厚生労働省）・平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について(通知)（文部科学省）  
・平成29年度就学援助の手引き（香取市教育委員会）・平成29年度就学援助制度のお知らせ（香取市教育委員会）・就学援助制度のお知らせ（神崎町教育委員会）・就学援助費支給について（東庄町教育委員会）・教育委員、民生委員児童委員、学校長合同会議資料（東庄町教育委員会）  
・就学援助制度のお知らせ（多古町教育委員会）

# 資料

# 資料 1

## 教研レポートに係るアンケート（市町用）

2017. 5  
香教研学校事務研究部研究班

2017年度教研レポート作成にあたり、市町の就学援助に係る状況を把握いたしたく、下記の内容で調査を実施させていただきます。お忙しい中恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

1～7の項目については、資料提供にご協力いただき、確認できる場合は記入不要です。  
8以降の項目については、記入をお願いします。（★印は2017年度新設項目）

### 記

#### 1. 援助の対象の世帯収入について（金額や家族構成の例などをご記入ください。）

--

#### 2. 就学援助の内容（2017年度）

※「上限額」や「対象学年」等 補足があればあわせてご記入ください。

支給費目	小学校【年額】	中学校【年額】
学用品費	円	円
通学用品費（1学年を除く）	円	円
新入学学用品費	円	円
校外活動費【泊なし】	円	円
校外活動費【泊あり】	円	円
修学旅行費（小6・中3）	円	円
クラブ活動費	円	円
学校給食費	円	円
PTA費	円	円
児童生徒会費	円	円
交通災害共済掛金	円	円
通学用ヘルメット購入補助金	円	円
医療費	円	円
	円	円
	円	円

#### 3. ★就学援助制度の周知方法について、ご記入ください。

入学説明会時の周知方法	㊦・学校教育課の事務担当者が直接来校し、説明。
その他	㊦・学校のHPに掲載している。保護者向けおたよりを発行している。

#### 4. 保護者向け文書の配布について

申請案内文書の配布方法【・市町統一・学校ごとに委任、年間\_\_\_\_回、\_\_\_\_月頃】  
認定可否文書の通知方法【・市町統一・学校ごとに委任、\_\_\_\_月頃（年度初め認定分）】  
※2016年9月以降に変更があった場合、変更時期をご回答ください。【\_\_\_\_年\_\_\_\_月～】

#### 5. ★申請に必要な書類について

保護者が用意するもの	学校が用意するもの
㊦・申請書（申請者全員分） ・委任状 ・添付書類（世帯全員の前年度中の収入を証明する書類を添付1部）	㊦・申請者名簿（要・単要それぞれ作成） ・世帯票 ・副申請書

#### 6. ★教育委員会への請期限について（2017年度認定）

当初（4月）認定	途中認定	最終認定
新小学1年：____月____日 その他：____月____日 新中学1年：____月____日 その他：____月____日	㊦ 毎月末日 小学校：____月____日 中学校：____月____日	㊦ 平成30年1月末日 小学校：____月____日 中学校：____月____日

#### 7. ★申請から認定結果通知までの流れについて

㊦	※ご記入ください
① 保護者が学校へ申請書を提出。（4月上旬）	① (____月____旬)
② 学校が民生委員に訪問を依頼。（4月中旬）	② (____月____旬)
③ 学校が教育委員会へ書類を提出。（5月上旬）	③ (____月____旬)
④ 教育委員会から学校へ結果を通知。（5月下旬）	④ (____月____旬)
⑤ 学校が認定結果を作成し、保護者へ通知。（6月上旬）	⑤ (____月____旬)
	⑥ (____月____旬)
	⑦ (____月____旬)
	⑧ (____月____旬)
	⑨ (____月____旬)

8. 申請書類の提出について  
 申請書類の提出場所 【 ・学校 ・市町教育委員会 ・どちらでも可 】  
 認定時の確認者 【 ・学校長と民生委員の意見が必要 ・学校長の意見のみ ・その他 】  
 ※2016年9月以降に変更があった場合、変更時期をご回答ください【 \_\_\_\_\_年\_\_月～】

9. 支給時期（または請求期限）が変更になったものがありましたらご記入ください。  
 (例、2017年度～ 新入生学用品費・5月初旬請求×切5月末支給)

10. 1～9以外に、就学援助に関することで変更になったことがありましたらご記入ください。

11. 2016年9月以降に変更点があった場合、きっかけや要因となったこと（なったと思われること）に○をつけてください。（複数回答可）  
 また、要望・資料提供については、いつ頃行われたかわかる範囲でご記入ください。

- ・ 要保児童生徒援助費補助単面の増額
- ・ 教育長さんと語る会での要望・資料提供 【 \_\_\_\_\_年\_\_月頃】
- ・ 教育予算プロジェクト委員会からの要望・資料提供 【 \_\_\_\_\_年\_\_月頃】
- ・ 市町校長会からの要望・資料提供 【 \_\_\_\_\_年\_\_月頃】
- ・ 市町事務研究部からの要望・資料提供 【 \_\_\_\_\_年\_\_月頃】
- ・ 学校からの要望・資料提供 【 \_\_\_\_\_年\_\_月頃】
- ・ 特になし
- ・ その他 ※ご記入ください

\*\*\*ご協力いただき、ありがとうございました\*\*\*

## 資料2

・認定基準

生活保護認定基準を基本に各市町村が設定。

生活保護所得基準額×一定数（おおむね1.0～1.5）

※ 香取郡市の市町については、2017年度は1.5

- 世帯収入の目安（参考額）

### A（世帯の前年の総収入額）

家族構成	年齢	持ち家	借家	家族構成	年齢	持ち家	借家	
2人家族	35・9	194万円	281万円	ひとり親等	2人家族	35・9	230万円	318万円
3人家族	65・41・14	269万円	356万円		3人家族	65・41・14	305万円	393万円
4人家族	35・30・9・4	294万円	381万円		4人家族	35・12・9・4	348万円	435万円
5人家族	40・35・13・9・4	356万円	444万円		5人家族	60・35・13・9・4	391万円	478万円
6人家族	60・40・35・13・9・4	405万円	492万円		6人家族	60・40・35・13・9・4	445万円	533万円
					6人家族	60・40・35・13・9・4	445万円	533万円

### B（世帯の前年の総所得額）

家族人数	2人	3人	4人	5人
総所得	186万円	264万円	311万円	353万円
総収入	約291万円	約396万円	約457万円	約509万円

### C

家族構成（年齢）	持ち家	借家
3人家族（60・47・14）	252万円	319万円
4人家族（35・30・9・4）	285万円	352万円
5人家族（40・35・13・9・4）	357万円	424万円
6人家族（60・40・35・13・9・4）	408万円	475万円
母子3人家族（65・41・14）	288万円	355万円
母子4人家族（43・18・15・12）	370万円	437万円

### D（年齢は申請する年の4月1日現在のもの）

世帯人数	世帯構成等	年間総収入額目安
2人世帯（借家）	父又は母35歳、子8歳	248万円程度
3人世帯（持ち家）	父又は母42歳、子17歳、子11歳	245万円程度
3人世帯（借家）	父又は母38歳、子14歳、子10歳	327万円程度
4人世帯（借家）	父又は母30歳、子8歳、子5歳 祖父又は祖母55歳	349万円程度
4人世帯（持ち家）	父又は母42歳、子12歳、子9歳 祖父又は祖母65歳	311万円程度
5人世帯（持ち家）	父又は母35歳、子10歳、子6歳 祖父62歳、祖母60歳	350万円程度

# 資料3

## 各市町の就学援助に係る状況について

★印は2017年度新設項目

質問内容	A	B	C	D
★就学援助制度の周知方法について	<p>〈入学説明会時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校担当者による申請案内文書の配付、説明</li> </ul>	<p>〈入学説明会時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育課の担当者が直接来校し、説明</li> </ul>	<p>〈入学説明会時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校担当者による申請案内文書の配付、説明</li> </ul>	<p>〈入学説明会時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校は学校教育課の担当者が直接来校し、説明</li> <li>中学校は学校担当者による申請案内文書の配付、説明</li> </ul>
	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体HPに掲載</li> <li>学校のHPで掲載(一部)</li> </ul>	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者向け共同実施だよりを配付</li> </ul>		
保護者向け文書の配布について	<p>〈申請案内文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会発行の文書を全校統一で配付</li> </ul>	<p>〈申請案内文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会発行の文書を全校統一で配付</li> </ul>	<p>〈申請案内文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会発行の文書を全校統一で配付</li> </ul>	<p>〈申請案内文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会発行の文書を全校統一で配付</li> </ul>
	<p>〈配付時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月(年度当初申請用)</li> <li>9月(年用)</li> </ul>	<p>〈配付時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月 ※保護者向け共同実施だよりと一緒に配布</li> </ul>	<p>〈配付時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月</li> </ul>	<p>〈配付時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月</li> </ul>
	<p>〈認定可否通知文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校が認定者へ作成</li> <li>教育委員会が否認定者へ作成</li> </ul>	<p>〈認定可否通知文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が認定者、否認定者へ通知文書を作成</li> </ul>	<p>〈認定可否通知文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が認定者、否認定者へ通知文書を作成</li> </ul>	<p>〈認定可否通知文書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が認定者、否認定者へ通知文書を作成</li> </ul>
★申請から認定結果通知までの流れについて	<ol style="list-style-type: none"> <li>保護者が学校へ書類を提出(2~4月上旬)</li> <li>校長決済後、学校から教委へ書類を提出(4月上旬)</li> <li>教委から学校へ結果を通知(4月下旬)</li> <li>学校が認定通知書を作成し、保護者へ通知(4月下旬)</li> </ol> <p>※否認定の場合は教委で作成</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>保護者が学校へ書類を提出(4月上旬)</li> <li>学校から民生委員に訪問依頼(4月中旬)</li> <li>校長決済後、学校から教委へ書類を提出(5月上旬)</li> <li>教委から学校へ結果を通知(5月下旬)</li> <li>学校を経由して保護者へ通知(6月中旬)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>保護者が学校へ書類を提出(2月中旬)</li> <li>教委・民生委員との合同会議で訪問依頼(2月下旬)</li> <li>校長決済後、学校から教委へ書類を提出(3月中旬)</li> <li>教委から学校へ結果を通知(3月下旬)</li> <li>教委が認定結果を作成し、保護者へ通知(4月上旬)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>保護者が学校又は教委へ書類を提出(3~4月下旬)</li> <li>校長決済後、学校から教委へ書類を提出(5月中旬)</li> <li>教委から学校へ結果を通知(7月上旬)</li> <li>学校を経由して保護者へ通知(7月中旬)</li> </ol>

質問内容	A		B		C		D	
★申請に必要な書類について	〈保護者が用意するもの〉 ・申請書（申請者全員分） ・世帯全員の前年中の収入を証明する書類（要保護は不要） ＊該当する場合のみ ・障害者手帳又は障害年金証書の写 ・り災証明書の写		〈保護者が用意するもの〉 ・申請書 ・委任状 ・世帯全員の前年中の収入を証明する書類		〈保護者が用意するもの〉 ・申請書（申請者全員分） ・世帯全員の前年中の収入を証明する書類 1部		〈保護者が用意するもの〉 ・申請書 ※ 2017年度からマイナンバー（個人番号）を記載すれば、収入を証明する書類は省略可。 ・収入以外の各種証明（児童扶養手当証書の写 等）	
	〈学校が用意するもの〉 ・申請者名簿（要・準要別） ・世帯票		〈学校が用意するもの〉 ・世帯票 ・副申書		〈学校が用意するもの〉 ・申請者名簿 ・世帯票		〈学校が用意するもの〉 ・なし	
所・申請書類の提出場所・確認者について	〈保護者の提出場所〉 ・学校		〈保護者の提出場所〉 ・学校		〈保護者の提出場所〉 ・学校		〈保護者の提出場所〉 ・学校、教育委員会どちらでも可	
	〈教育委員会へ提出時の確認者〉 ・校長		〈教育委員会へ提出時の確認者〉 ・校長 ・民生委員(新規・新入学のみ)		〈教育委員会へ提出時の確認者〉 ・校長および民生委員(合同会議実施)		〈教育委員会へ提出時の確認者〉 ・校長	
★教育委員会への申請期限について(2017年度)	当初認定	新小学1年：4月11日 その他：3月17日 新中学1年：4月11日 その他：3月17日	当初認定	新小学1年：5月12日 その他：同上 新中学1年：同上 その他：同上	当初認定	新小学1年：4月11日 その他：3月13日 新中学1年：同上 その他：同上	当初認定	新小学1年：5月19日 その他：同上 新中学1年：同上 その他：同上
	途中認定	小・中：毎月末日	途中認定	小・中：毎月末日	途中認定	小・中：随時	途中認定	小・中：毎月末日
	最終認定	小・中：平成30年1月末日	最終認定	小・中：平成30年1月末日	最終認定	小・中：明記なし	最終認定	小・中：平成30年2月末日





7. 【全員ご回答ください】

★教材を購入するにあたり、就学援助の支給限度額を意識したことがありますか。

・ある ・ない

★教材を購入するにあたり、学用品費は十分足りていますか。

・はい ・いいえ

支給限度額

学用品費： 小学校 11,420円 ・ 中学校 22,320円

★学用品費について、困ったこと等がありましたら、記入してください。

【学校代表で事務職員の方ご回答ください】

★2016年度に購入した教材の合計金額と、就学援助の支給限度額とを比較した結果（実際にかかった経費）を記入してください。

学 年		限度額より高い	限度額より低い
小1	中1	, 円	, 円
小2	中2	, 円	, 円
小3	中3	, 円	, 円
小4	/	, 円	, 円
小5		, 円	, 円
小6		, 円	, 円

8. 【全員ご回答ください】

★校外学習・修学旅行に係る経費について、就学援助の支給限度額を意識したことがありますか。

・ある ・ない

★校外学習・修学旅行に係る経費について、校外活動費・修学旅行費は十分足りていますか。

・はい ・いいえ

支給限度額

校外活動費 (宿泊なし)	小 学 校	1,570円	中 学 校	2,270円
校外活動費 (宿泊あり)		3,620円		6,100円
修学旅行費		C : 21,490円 C以外： 実費相当額		C : 57,590円 C以外： 実費相当額

★校外活動費・修学旅行費について、困ったこと等がありましたら、記入してください。

9. 【学校代表で事務職員の方ご回答ください】

★2016年度に実際にかかった経費の合計金額と、就学援助の校外活動費・修学旅行費の支給限度額とを比較した結果（実際にかかった経費）を記入してください。  
（各項目で2回以上実施している場合は、合計金額で比べてください）

学 年		校外学習費（宿泊なし）		校外学習費（宿泊あり）		修学旅行費	
		限度額より高い	限度額より低い	限度額より高い	限度額より低い	限度額より高い	限度額より低い
小1	中1	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円
小2	中2	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円
小3	中3	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円
小4	/	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円
小5		， 円	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円
小6		， 円	， 円	， 円	， 円	， 円	， 円

10. 学校徴収金会計事務を行っていく中で、要保護・準要保護児童生徒の取り扱いについて困ったこと等がありましたら、記入してください。

\*\*\*ご協力いただきまして、ありがとうございました\*\*\*

# 資料5

## 各市町の就学援助費についてお知らせします

### 小学校\*2017年6月現在\*

就学援助制度の内容の充実に向けて継続して要望してきた結果、少しずつ改善が図られています。  
2017年度も引き続き継続して要望していきたいと考えます!



市町・ 費目	A		B		C		D	
	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
学用品費	11,420円	11,420円	11,420円	11,420円	11,420円	11,420円	11,420円	11,420円
通学用品費	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円	2,230円	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>
新入学用品費	20,470円 <1年4月認定者のみ>	<b>40,600円</b> <1年4月認定者のみ>	20,470円 <4月当初認定者のみ>	<b>40,600円</b> <4月当初認定者のみ>	20,470円 <途中認定は月割支給>	<b>40,600円</b> <途中認定は月割支給>	20,470円 <4月申請者のみ>	<b>40,600円</b> <4月申請者のみ>
校外活動費 (宿泊なし)	実費 (上限)1,570円	実費 (上限)1,570円	実費相当額 (上限)1,570円	実費相当額 (上限)1,570円	実費 (上限)1,570円	実費 (上限)1,570円	実費相当額 (上限)1,570円	実費相当額 (上限)1,570円
校外活動費 (宿泊あり)	実費 (上限)3,620円	実費 (上限)3,620円	実費相当額 (上限)3,620円	実費相当額 (上限)3,620円	実費 (上限)3,620円	実費 (上限)3,620円	実費相当額 (上限)3,620円	実費相当額 (上限)3,620円
修学旅行費	実費	実費	実費相当額	実費相当額	実費 (上限)21,490円	実費 (上限)21,490円	実費相当額	実費相当額
学校給食費	実費	実費	実費相当額	※3	実費	実費	実費相当額	実費相当額
医療費	窓口負担分	窓口負担分	実費負担額	実費負担額	実費	実費	自己負担分	自己負担分
交通災害 共済掛金	350円 <5月認定までかつ 加入申込者のみ>	350円 <5月認定までかつ 加入申込者のみ>	自治体負担	自治体負担 ※1	なし	なし	なし	なし
児童生徒会費	なし	なし	なし	なし	なし	なし	実費相当額	実費相当額
P T A会費	なし	なし	なし	なし	なし	なし	実費相当額	実費相当額
通学費	※2	※2	実費相当額	実費相当額	明記なし (給当が認めらるる)	明記なし (給当が認めらるる)	実費相当額	実費相当額

※1 交通災害共済掛金(自治体全額負担:全児童生徒対象)2017.4~

※2 遠距離通学児童生徒補助金(通学費に関わる補助金:全児童生徒対象)

※3 学校給食費(自治体全額負担【無料化】:全児童生徒対象)2017.4~

### 《改善費目》

**新入学用品費 40,600円 (+20,130) <1市3町>**

【香教研学校事務研究部研究班作成】

# 中学校\*2017年6月現在\*

就学援助制度の内容の充実に向けて継続して要望してきた結果、少しずつ改善が図られています。  
2017年度も引き続き継続して要望していきたいと考えます！



市町・年度 費目	A		B		C		D	
	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
学用品費	22,320円	22,320円	22,320円	22,320円	22,320円	22,320円	22,320円	22,320円
通学用品費	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>	2,230円	2,230円	2,230円 <1年を除く>	2,230円 <1年を除く>
新入学用品費	23,550円 <1年4月認定者のみ>	<b>47,400円</b> <1年4月認定者のみ>	23,550円 <4月当初認定者のみ>	<b>47,400円</b> <4月当初認定者のみ>	23,550円 <途中認定は月割支給>	<b>47,400円</b> <途中認定は月割支給>	23,550円 <4月申請者のみ>	<b>47,400円</b> <4月申請者のみ>
校外活動費 (宿泊なし)	実費 (上限)2,270円	実費 (上限)2,270円	実費相当額 (上限)2,270円	実費相当額 (上限)2,270円	実費 (上限)2,270円	実費 (上限)2,270円	実費相当額 (上限)2,270円	実費相当額 (上限)2,270円
校外活動費 (宿泊あり)	実費 (上限)6,100円	実費 (上限)6,100円	実費相当額 (上限)6,100円	実費相当額 (上限)6,100円	実費 (上限)6,100円	実費 (上限)6,100円	実費相当額 (上限)6,100円	実費相当額 (上限)6,100円
修学旅行費	実費	実費	実費相当額	実費相当額	実費 (上限)57,590円	実費 (上限)57,590円	実費相当額	実費相当額
学校給食費	実費	実費	実費相当額	※3	実費	実費	実費相当額	実費相当額
医療費	窓口負担分	窓口負担分	実費負担額	実費負担額	実費	実費	自己負担分	自己負担分
交通災害 共済掛金	350円 <5月認定までかつ 加入申込者のみ>	350円 <5月認定までかつ 加入申込者のみ>	自治体負担	自治体負担 ※1	なし	なし	なし	なし
児童生徒会費	なし	なし	なし	なし	なし	なし	実費相当額	実費相当額
P T A会費	なし	なし	なし	なし	なし	なし	実費相当額	実費相当額
通学費	※2	※2	実費相当額	実費相当額	明記なし (該当がなければ)	明記なし (該当がなければ)	実費相当額	実費相当額
クラブ活動費・ 部活動費	実費 <1, 2年>上限5,000円	実費 <1, 2年>上限5,000円	実費相当額 <1年>上限10,000円	<b>実費相当額</b> <1~3年>上限10,000円	実費 <1年>上限10,000円	実費 <1年>上限10,000円	実費相当額 <1~3年>上限5,000円	実費相当額 <1~3年>上限5,000円

※1 交通災害共済掛金（自治体全額負担：全児童生徒対象）2017.4～

※2 遠距離通学児童生徒補助金（通学費に関わる補助金：全児童生徒対象）

※3 学校給食費（自治体全額負担【無料化】：全児童生徒対象）2017.4～

## 《改善費目》

新入学用品費	<b>47,400円</b>	(+23,850)	<1市3町>
部活動費	<b>1年のみ(上限)10,000円支給</b>	→	<b>1~3年に拡大</b> <B>

【香教研学校事務研究部研究班作成】